平成２９年（フ）第１１８号
和歌山県岩出市吉田236番地の９
債務者　谷本　　悟
１　決定年月日時　平成29年７月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１１９号
和歌山県岩出市吉田236番地の９
債務者　岡本　和也
１　決定年月日時　平成29年７月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１２７号
和歌山市有家180番地７　フォーブル杉山103号室、前住所三重県熊野市有馬町3766番地
債務者　権藤　喜章
１　決定年月日時　平成29年７月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１３８号
和歌山市神前314番地８
債務者　髙橋　利明
１　決定年月日時　平成29年７月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１３９号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字笠田東215番地　笠田団地13
債務者　安井　直紀
１　決定年月日時　平成29年７月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１４７号
和歌山市北出島41番地８　タウニィ藤井201
債務者　藤本　和代
１　決定年月日時　平成29年７月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１３６号
沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山658番地５　ベルメゾン金城306
債務者　山原　孝志
１　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
　　那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１３７号
沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山658番地５　ベルメゾン金城306
債務者　山原　優子
１　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
　　那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１６３号
沖縄県那覇市字田原11番地８　ハピネス田原Ⅱ301
債務者　江藤明香莉（旧姓林）
１　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
　　那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３４６号
神奈川県平塚市中原１丁目７番12号　ハイツパークサイドＡ201号
債務者　加藤　加奈
１　決定年月日時　平成29年７月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
　　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３５３号
神奈川県小田原市久野128番地の10
債務者　松野　　潤
１　決定年月日時　平成29年７月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
　　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１１７号
沖縄県南城市玉城字愛地231番地２　サンハイツシロマ２　15号
債務者　玉城　好三
１　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
　　那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１１８号
沖縄県南城市玉城字愛地231番地２　サンハイツシロマ２　15号
債務者　玉城今日子（旧姓運天）
１　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
　　那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第８９２号
名古屋市中区金山３丁目８番18号　プレアール名古屋金山401号、従前の住所名古屋市中区新栄２丁目14番29号　アルフィーレ新栄901号
債務者　生田　友和
１　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９８６号
愛知県西春日井郡豊山町大字青山字東川140番地　シティハイツ東川　Ａ－202
債務者　坂田　正昭
１　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４８９８号
東京都中野区上高田１丁目29－６　ママネハウス１ＦＢ
債務者　坪田　正行
１　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
５　免責審尋期日　平成29年９月５日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部